

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、神戸市インクルーシブ保育推進支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるまるっとはぐくみ支援（以下「はぐくみ支援」という。）を実施する事業者に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）
- （2）幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- （3）1号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する児童
- （4）2号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する児童
- （5）ケース数 実施要綱第9条第2項に規定するケース数

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内で運営する保育所、幼保連携型認定こども園において、はぐくみ支援を実施する事業者とする。

2 前項に定める認定こども園のうち、学校法人立の幼保連携型認定こども園の1号認定の子どもの在籍する施設は除く。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、はぐくみ支援の実施にかかる経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- （1）カウンセラー依頼費
- （2）担当保育士への発達支援保育手当
- （3）発達支援に関する専門家による園内研修費
- （4）環境調整費等

（補助金の算定基準）

第 5 条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、ケース数に別表 1 に掲げる額を乗じて得た額を補助金として交付することができるものとする。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ交付することを決定したときは交付決定通知書（様式第 2 号）により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則（昭和 39 年 3 月神戸市規則第 81 号）第 42 条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

（実施報告）

第 8 条 補助金の交付を受けた補助対象者は、当該事業の完了後、速やかに実施報告書（様式第 4－1 号、様式第 4－2 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し・返還）

第 9 条 市長は、補助金規則第 19 条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

（関係書類の保存）

第 10 条 補助対象者は、本要綱に基づき作成または受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

（施行の細則）

第 11 条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

（施行の期日）

この要綱は、令和 7 年 7 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 5 条関係）

保育所・幼保連携型認定こども園

施設種別	補助単価
1 号認定子ども	20,000 円/月
2 号認定子ども	40,000 円/月

神戸市長 宛

設置者・事業者名

代表者職/氏名

設置者・事業者所在地

施設・事業者所在地

施設・事業所名

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付申請書

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請をします。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付書類

様

神戸市長

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付決定通知書

みだしのことについて、下記のとおり決定しましたので、神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1. 補助金交付決定額 円

交付決定額内訳

(単位 円)

事業	交付決定額
まるっとはぐくみ支援補助金	
合計	

様

神戸市長

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金については、次の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸市まるっとはぐくみ支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

（交付しない理由）

令和 年 月 日

神戸市長宛

設置者・事業者名
代表者職/氏名
設置者・事業者所在地
施設・事業者所在地
施設・事業所名

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金 実施報告書(1)

みだしの事業について、実施状況を報告いたします。

事業内容及び金額	☐ カウンセラー依頼	円
	☐ 担当保育士への発達支援保育手当	円
	☐ 発達支援に関する専門家による園内研修	円
	☐ 環境調整費等	円
	合計事業額	円
	合計補助額	円

※実際にかかった金額を事業額にご記入ください。

※ 年度分として交付決定を受けた交付決定額の合計を、合計補助額にご記入ください。

※担当保育士への発達支援保育手当を翌年度に支給する場合は、様式 4－2 号の備考欄に支給時期及び金額をご記入ください。

<担当者>
氏 名 :
連絡先 : (電話)

神戸市まるっとはぐくみ支援補助金 実施報告書明細(2)

施設名：_____

カウンセラー依頼（年度内に実施したもの）		
月日		カウンセリング内容
	円	
	円	
	円	
小計	円	

担当保育士への発達支援保育手当（原則、年度内に支給したもの）			
人数	支給額(年間)	役職	備考
	円		
	円		
	円		
小計	円	※小計は、翌年度支給額も含めてご記入ください。	

発達支援に関する専門家による園内研修（年度内に実施したもの）		
月日	費用	研修内容
	円	
	円	
	円	
小計	円	

環境調整費等（年度内に支払いが済んだもの）			
品目・品名	数量	費用	設置(使用)場所
		円	
		円	
		円	
小計		円	